

男鹿市告示第12号

男鹿市一時保育事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月5日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市一時保育事業実施要綱の一部を改正する告示

男鹿市一時保育事業実施要綱（令和7年男鹿市告示第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育時間)</p> <p>第6条 <u>一時保育事業の保育時間</u>は、午前7時30分から午後5時30分までとする。</p> <p><u>2 保育園に留学体験事業の保育時間は、午前8時30分から午後4時までとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。</u></p> <p>(利用の辞退)</p> <p>第11条 この事業の承諾を受けた利用者は、<u>利用</u>の必要がなくなったときは、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(保育時間)</p> <p>第6条 <u>保育時間</u>は、午前7時30分から午後5時30分までとする。<u>ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。</u></p> <p>(利用の辞退)</p> <p>第11条 この事業の承諾を受けた利用者は、<u>一時保育</u>の必要がなくなったときは、<u>原則として利用予定日の2日前までに</u>その旨を市長に届け出なければならない。<u>無断で</u></p>

改正後	改正前
<p><u>2 前項の届出は、次に掲げる期日までに行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>一時保育事業利用予定の2日前まで</u></p> <p>(2) <u>保育園に留学体験事業利用予定の3日前まで</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、事前の連絡なく利用を取り消した場合は、利用したものとみなす。</u></p> <p>(届出事項)</p> <p>第12条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>の取消しは、利用したものとみなす。</u></p> <p>(届出事項)</p> <p>第12条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>家庭での保育が可能となったとき。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>

改正後			改正前	
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）	
実施事業	実施施設	対象児童	実施保育園名	対象児童
一時保育 （一般型、 余裕活用 型）	男鹿市立 船川こど も園	児童福祉法第24条の規定による保育 の実施の対象とならない市内に住所 を有する生後2か月からの就学前児 童とする。	男鹿市立船川こ ども園	児童福祉法第24条の規定による保育の実 施の対象とならない市内に住所を有する 生後2か月からの就学前児童とする。
	男鹿市立 船越こど も園		男鹿市立船越こ ども園	児童福祉法第24条の規定による保育の実 施の対象とならない市内に住所を有する 生後2か月からの就学前児童とする。
	男鹿市立 脇本保育 園		男鹿市立脇本保 育園	児童福祉法第24条の規定による保育の実 施の対象とならない市内に住所を有する 生後2か月からの就学前児童とする。
	男鹿市立 北浦保育 園		男鹿市立北浦保 育園	児童福祉法第24条の規定による保育の実 施の対象とならない市内に住所を有する 生後2か月からの就学前児童とする。
	男鹿市立 わかみべ ビー園	児童福祉法第24条の規定による保育 の実施の対象とならない市内に住所 を有する生後2か月からの満3歳にな る年度の児童とする。	男鹿市立わかみ ビー園	児童福祉法第24条の規定による保育の実 施の対象とならない市内に住所を有する 生後2か月からの満3歳になる年度の児童 とする。
保育園に留 学体験事業	男鹿市立 船越こど も園	市外在住の満2歳以上の未就学児と する。		

改正後	改正前
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。	

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。